

第2次枚方市環境基本計画平成29年度事業計画進捗管理一覽

体系	No.	温暖化計画の体系	事業名	事業概要	担当課	目標	取り組み内容	実績	評価	今後の課題・方向性
1-1-1	1	2-1	学校版環境マネジメントシステム(S-EMS)事業	市内の小中学校・幼稚園において、環境保全の取り組みを推進するため、PDCAサイクルを活用した市独自の学校版環境マネジメントシステムを運用します。	環境保全課	環境保全の取り組み件数335件	S-EMSの運用	すべての教職員が環境保全についての認識を深め、幼児・児童・生徒への環境教育に生かすため、学校版環境マネジメントシステム(S-EMS)に取り組んだ。学校園での環境保全の取り組み件数は、347件であった。効率的に運用するため、システムの見直しとして、様式の簡略化を行った。	○	次年度に向け、更に効率的に運用するため、引き続きシステム見直しを行う。
1-1-1	2	1-1 2-1	保育所等への環境出前学習の実施	市内の保育所(園)、幼稚園における環境出前学習を推進します。	環境保全課	環境出前学習の実施回数45回	・環境出前学習の実施 ・環境教育・環境学習プログラムの普及	「幼児のための体験型環境学習プログラム」として、市民や市職員が講師となり市内保育所・園・幼稚園で52回の環境出前授業を実施した。参加園児は、延べ5619人。内訳は、パッカー車体験30回、パッカー車体験とエコレンジャーショー4回、エコの話とエコレンジャーショー3回、はがき作り15回。	○	引き続き、積極的に保育所、幼稚園へ参加を呼び掛け、事業の拡大を図る。
1-1-1	3		環境副読本の作成	小学校高学年を対象に環境副読本「わたしたちの暮らしと環境」を作成・活用します。	環境保全課	市内の4年生へ100%配布	環境副読本の発行・配布	3月末発行 発行部数4,350部(そのうち市内小学校新4年生向けに4,135部配布) 枚方で見ることのできる鳥や魚を掲載するなど、より身近に環境を感じてもらえるように内容の充実を図った。	○	授業でより活用しやすいように内容を更新する。
1-1-1	4	2-1	「ひらかたエコライフつうしんぼ」の作成	「ひらかたエコライフつうしんぼ」を作成し、小学校での配布を通じて子どもと家族のエコライフの実践を促進します。	環境保全課	つうしんぼの参加者数2,000人	ひらかたエコライフつうしんぼの作成・配布・回収	市内小学校19校、うち申し込み部数3025部、提出部数2393部。	○	参加申し込みの時期を1ヶ月早めた。高い回収率を得ることができた。引き続きひらかたエコライフつうしんぼの参加を呼びかける。
1-1-1	5		教職員環境教育関係研修事業	教職員に対して、環境教育関係研修を実施することにより、学校での環境教育の充実を図ります。	教育研修課	研修の実施回数2回	環境教育関係研修の実施	野外活動センターでの自然体験研修 竹林間伐体験等	○	継続して、環境教育に取り組む必要がある。
1-1-2	6	2-1	市民向け環境講座の実施	環境情報コーナーにおいて、環境団体による講座の充実を図ります。	環境保全課	環境講座の開催回数20回	環境講座の開催	スターター講座(2回) 環境ミニ講座(9回) 自然エネルギー学校(3回) くらわんか塾(3回) マイゴーヤ説明会(6回)	○	引き続き環境講座を開催していく。
1-2-1	7		環境マネジメントシステム(H-EMS)の運用	環境保全活動の一層の推進と事務の効率化を図るため、本市の環境施策全体を管理する枚方市環境マネジメントシステム(H-EMS)を運用します。	環境保全課	環境マネジメントシステムの運用	環境マネジメントシステムの運用	環境マネジメントシステムを運用し、環境保全の取り組みを推進した。 環境行政推進本部幹事会(6/2)、本部会議(6/9)開催し、平成29年度の目標を設定した。 環境審議会平成28年度の環境保全の取り組みの実績と平成29年度の目標報告(8/1)	○	市独自の環境マネジメントシステムである枚方市環境マネジメントシステム(H-EMS)に基づき、環境保全の取り組みを進めていく。
1-2-1	8		グリーン購入の推進	「グリーン購入推進指針」に基づき、環境に配慮した物品の購入を推進します。	環境保全課	グリーン購入率95%	グリーン購入の推進	96.20%	○	各課で仕様書にグリーン購入適合品の指定を行っていない事例が見られる。今後も、発注時にグリーン購入指定の徹底を各課に促す。

体系	No.	温暖化計画の体系	事業名	事業概要	担当課	目標	取り組み内容	実績	評価	今後の課題・方向性
1-2-1	9	公共工事における環境配慮	公共工事において、リサイクル材の利用や環境配慮型（低排出ガス・低騒音・低振動型）の建設機械を使用するとともに、コンクリート塊などの再資源化を推進します。	道路河川補修課	<ul style="list-style-type: none"> 再生材利用率100% 再資源化率 100% 環境配慮型建設機械の使用率 100% 	<ul style="list-style-type: none"> 再生材の利用 再資源化 環境配慮型建設機械の使用 	<ul style="list-style-type: none"> 再生材利用率100% 再資源化率 100% 環境配慮型建設機械の用率100% 	○	推進	
	10			道路河川整備課			<ul style="list-style-type: none"> 再生材利用率100% 再資源化率 100% 環境配慮型建設機械の使用率100% 	○	再生材利用率100%、再資源化率100%、環境配慮型建設機械の使用率100%を推進する。	
	11			施設整備室			砕石などの再生資材の利用、及び建設発生材の再資源化施設への搬出、また、環境配慮型の建設機械の使用を行った。	○	工事発生時における、再生資材の利用、建設発生材の再資源化施設への搬出、環境配慮型の建設機械の使用を仕様書に明記するなど、引き続き環境保全対策に努める取り組みを進めていく。	
	12			上水道工務課			すべての工事発注に際し、環境に配慮した仕様書（設計書）の作成を行い、環境保全対策に努めました。 目標・基準の達成（100%）	○	引き続き、環境に配慮する。	
	13			上水道保全課			平成29年度の対象工事発注の際、特記仕様書等において再生材の利用及び環境配慮型建設機械の使用を明記し、指導を行った。	○	今後も環境に配慮した設計を行い、特記仕様書等にもその旨を明記し、再生材や環境配慮型建設機械の使用を確認していく。	
	14			污水整備課			平成29年度の全ての対象工事発注の際に特記仕様書において再生材の利用及び環境配慮型建設機械の使用を明記し、指導を行った。	○	今後も環境に配慮した設計を行い、特記仕様書にもその旨を明記し、再生材や環境配慮型建設機械の使用を確認していく。	
	15			雨水整備課			平成29年度の対象工事発注の際、特記仕様書において再生材の利用及び環境配慮型建設機械の使用を明記し、指導を行った。	○	今後も環境に配慮した設計を行い、特記仕様書にもその旨を明記し、再生材や環境配慮型建設機械の使用を確認していく。	
	16			下水道施設維持課			H29年度発注工事も前年度同様、環境配慮を旨とする内容を記載した特記仕様書を添付した。	○	今後も環境への配慮を明記した特記仕様書を添付し、発注する工事における環境保全に努める。	
	17			教育環境整備室			砕石などの再生資材の利用及び建設発生材の再資源化施設への搬出、また、環境配慮型の建設機械の使用を行った。	○	工事発注時における、再生資材の利用、建設発生材の再資源化施設への搬出、環境配慮型の建設機械の使用を仕様書に明記するなど、引き続き環境保全対策に努める取り組みを進めていく。	
1-2-2	18	環境表彰の実施	環境保全活動を実施している市民・事業者を対象に環境表彰を行います。	環境保全課	環境表彰の実施	環境表彰の実施	枚方市環境表彰 4件 学校園環境表彰 9校園	○	今後も環境への意識を高めることを目的として、継続して行う。	
1-2-2	19	NPO法人ひらかた環境ネットワーク会議への支援	市民・事業者の環境保全の取り組みを促進するため、中間支援組織であるNPO法人ひらかた環境ネットワーク会議に対して支援を行います。	環境保全課	連携・協力した事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> 活動の支援 連携・協力した事業の実施 補助金の交付 	連携・協力事業の実施 ・温暖化対策事業 ・ひらかたエコフォーラム開催事業 ・環境講座開講事業 ・中間支援事業	○	ひらかた環境ネットワーク会議は、市民・事業者の環境活動の拡大に欠かせない組織であり、今後も自立化に向けた財源確保の努力を促すと共に必要な支援を行う。	

体系	No.	温暖化計画の体系	事業名	事業概要	担当課	目標	取り組み内容	実績	評価	今後の課題・方向性
1-2-2	20	2-2	枚方市地球温暖化対策協議会事業	枚方市地球温暖化対策協議会の活動を通して、市民・事業者の地球温暖化対策を推進します。	環境保全課	枚方市地球温暖化対策協議会の事業として活動した企業数延べ764事業所	・会員の募集 ・各種事業の実施(セミナー・イベントの開催、エコドライブの推進など)	・温暖化対策セミナーの開催(41社(総会),28社(セミナー)) ・打ち水大作戦(25社) ・エコ通勤の実施(38社) ・省エネイベント「環境広場」の実施 ・温暖化防止活動の集中取組(6月環境月間76社、12月地球温暖化防止月間77社) ・上記の取り組みなど枚方市地球温暖化対策協議会の事業として活動した企業数延べ807事業所	○	引き続き協議会会員による地球温暖化対策の取り組みを進めていく。
1-2-2	21	2-2	環境マネジメントシステム認証取得事業	ISO14001及びエコアクション21の認証を取得しようとする中小企業者に対し、経費の一部を補助します。	商工振興課	環境マネジメントシステム認証取得助成金交付件数 2件	制度の周知及び奨励金申請の受付、審査、交付	環境マネジメントシステム認証取得助成金交付件数 0件	×	平成29年度末をもって事業廃止
1-2-3	22		「ひらかたの環境(環境白書)」の発行	環境の現況や施策・事業の実施状況をまとめて、環境白書を発行します。	環境保全課	環境白書の発行・ホームページへの掲載	環境白書の編集・発行	平成29年版「ひらかたの環境(環境白書)」を発行し、ホームページにも掲載することで本市の環境の現況や、環境基本計画に基づく施策・事業の進捗状況等を市民・事業者等に周知した。	○	白書の記載内容や構成について見直しを行い、より解りやすく見やすい書面作りを目指す。
1-2-3	23		「エコカレンダー」の発行	わかりやすい環境情報冊子として、毎年度エコカレンダーを発行し、配布します。	環境保全課	エコカレンダーの配布 1900部	エコカレンダーの発行・配布	市役所受付、支所や生涯学習市民センターを中心として、一般配布に加え、全小学校新4～6年生及び全中学校新1年生の全クラス、留守家庭児童会、幼稚園(7園)に配布した。 ・発行部数1900部 ・表紙に環境ポスターコンクールの受賞作品を掲載した。	○	より多くの市民・事業者等に環境情報をわかりやすく伝えるため、掲載記事の内容を精査する。
1-2-3	24	2-1	環境情報コーナーの運用	サブリ村野の「環境情報コーナー」において、環境ネットワーク会議と協力して市の環境保全への取り組みを情報発信するとともに、環境セミナーの開催や省エネナビの貸し出し、エコドライブ講習などを行います。	環境保全課	・セミナーの開催 ・エコドライブ講習の実施	・セミナーの開催 ・エコドライブ講習の実施	・エコドライブシミュレーターの使用回数(76回) ・省エネナビの貸出し(1台)	○	利用者増加を図るため、PR・工夫が必要である。
1-2-3	25		エコライフコーナーの充実	中央図書館の「エコライフコーナー」の充実を図ります。	中央図書館	エコライフコーナーの充実	エコライフコーナーの充実	・コーナー特集冊数…460冊(平成30年3月末時点)特集内容を精査し、貸出冊数が増加した。 ・貸出冊数 平成28年度…844冊 平成29年度…1152冊	○	エコライフ関連の本の充実を継続する。
2-1-1	26	2-1 2-2	エコライフ推進事業	NPOや事業者などと連携・協力しながら、年間を通して環境意識の啓発に取り組みます。	環境保全課	各種事業の参加者数700人	・エフエムひらかた環境定期便の放送 ・エコライフキャンペーンの実施 ・ライトダウンキャンペーンの実施 ・環境啓発イベントの開催	・環境定期便で環境関連の情報を提供 ・ひらかた夏のエコライフキャンペーンの実施 ・ひらかたライトダウン2018の実施(夏至あるいは七夕消灯協力団体):協議会44団体、その他14事業所 ・ひらかた冬もエコライフキャンペーンの実施 ・エコフォーラムの実施:参加者数480名 ・ライトダウン関連イベントの実施(留守家庭児童会室キャンドルナイト)628名	○	引き続き多様なアプローチで市民のエコライフを推進する。

体系	No.	温暖化計画の体系	事業名	事業概要	担当課	目標	取り組み内容	実績	評価	今後の課題・方向性
2-1-1	27	2-1 2-2	節電・省エネ行動促進事業	ひらかた環境ネットワーク会議と連携した啓発事業を実施します。また、夏季には公共施設のロビーなどを避暑空間として活用し、王仁公園プールでは使用料の割引適用時間を拡大します。	環境保全課		<ul style="list-style-type: none"> ・ひらかた環境ネットワーク会議と連携し、省エネコンテストの実施 ・避暑空間の実施 ・王仁公園プールの利用促進 	NPO法人ひらかた環境ネットワーク会議が実施した、「省エネコンテスト」に協力し、市民の省エネルギー行動の推進を図った。コンテストの参加者は、123名であった。家庭での電力使用量を見える化する省エネナビを環境情報コーナーで市民に貸し出し、節電の取り組みを行った。避暑空間として、市民に図書館や生涯学習センターなど(33施設)の利用を呼びかけた。	○	節電行動を促進するため、環境情報コーナーで、省エネナビの貸出しやエコドライブシミュレーターを用いたエコドライブ体験を実施する。
	28				公園みどり推進室			プール入場者数75,433人 参考:平成27年度 70,370人 平成28年度 75,357人	○	引き続き、王仁公園プールの利用促進を図る
2-1-1	29	2-1 2-2	枚方市地球温暖化対策計画改定事業	枚方市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の中間見直しを行うとともに、枚方市役所CO2削減プランの改定を行います。	環境保全課	計画の改定	<ul style="list-style-type: none"> ・枚方市役所CO2削減プランの改定 ・区域施策編の検討 ・パブリックコメントの実施 	枚方市役所CO2削減プランについては3月に関係課会議を行うとともに、区域施策編の改定案の確認とあわせて、平成30年4月に本部会議にて確認し、策定した。区域施策編については、8月に環境審議会に諮問し、平成30年3月末に答申を受けた。平成30年4月に本部会議にて改定計画案について確認した。平成30年5月10日よりパブリックコメントを実施する。	○	平成30年度中に改定できるよう、引き続き、取り組むとともに、それぞれの計画に定めた事項について取り組む。
2-1-1	30	2-2	枚方市地球温暖化対策協議会事業(再掲)	枚方市地球温暖化対策協議会の活動を通して、市民・事業者の地球温暖化対策を推進します。	環境保全課	枚方市地球温暖化対策協議会の事業として活動した企業数延べ764事業所	<ul style="list-style-type: none"> ・会員の募集 ・総会の開催 ・各種事業の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・温暖化対策セミナーの開催(41社(総会),28社(セミナー)) ・打ち水大作戦(25社) ・エコ通勤の実施(38社) ・省エネイベント「環境広場」の実施 ・温暖化防止活動の集中取組(6月環境月間76社、12月地球温暖化防止月間77社) ・上記の取り組みなど枚方市地球温暖化対策協議会の事業として活動した企業数延べ807事業所 	○	引き続き協議会会員による地球温暖化対策の取り組みを進めていく。
2-1-1	31		地球温暖化防止庁内対策事業	枚方市役所CO2削減プランやエコオフィスに関する取り組み指針などにに基づき、温室効果ガスの排出抑制等の対策に取り組めます。	環境保全課	エコオフィスの取り組みを実施し、温室効果ガスの排出を23年度基準で6%削減	<ul style="list-style-type: none"> ・枚方市役所CO2削減プランなどに基づく取り組み ・省エネ法、温対法などに基づく報告等 	枚方市役所CO2削減プランやエコオフィスに関する取り組み指針などに基づき、省エネの取り組みを推進した。また、省エネ法や温対法、大阪府条例に基づく報告書を作成し、国や府に提出した。 ※温室効果ガスの排出削減率:5.2%	△	省エネ法に基づく管理標準の作成に向けて、関係課と調整を行い、方向性を決めていく必要がある。
2-1-1	32	1-2 2-2	エコ工場化促進事業	工場等における太陽光発電設備等省エネルギー機器の導入に係る経費の一部を奨励金として交付します。	商工振興課	エコ工場化促進奨励金の交付件数 4件	制度の周知及び奨励金申請の受付、審査、交付	エコ工場化促進奨励金の交付件数 2件	△	平成29年度末をもって事業廃止
2-1-1	33		環境にやさしい公用バイク導入事業	環境にやさしい電動バイクを活用します。	総務管理課	電動バイクの活用	電動バイクの活用	電動バイク15台運用。 年間延べ走行距離21,183Km	○	今後も電動バイクの活用を継続していく。
2-1-1	34	3-1	道路照明灯LED化事業	消費電力の削減による環境負荷の軽減を図るため、道路照明灯をリース方式によりLEDに交換します。	道路河川補修課	リース方式により道路照明灯をLED化	未交換の道路照明灯についてLED化の推進	・未交換の道路照明のLED化の検討	○	平成29年度に検討した結果、デザイン灯等の未交換の道路照明については、灯具交換によるLED化は困難であると結論した。今後、電球交換によるLED化を試行的に進める。

体系	No.	温暖化計画の体系	事業名	事業概要	担当課	目標	取り組み内容	実績	評価	今後の課題・方向性
2-1-1	35	3-1	防犯灯LED化促進事業	蛍光灯防犯灯をLED防犯灯へと交換する自治会に対し、交換費用の一部を補助します。	危機管理室	LED防犯灯への交換費用の一部を補助	LED防犯灯への交換費用の一部を補助	LED防犯灯への交換費用の一部補助を実施しました。(交換数は4,455灯)	○	平成29年度で事業計画終了。
2-1-2	36	1-3	再生可能エネルギー導入等推進事業	低炭素社会の実現に向けて、新設や既存の公共施設への太陽光発電システム等の導入を進めるとともに、市の太陽光発電システム等を活用した再生可能エネルギーの普及啓発を図ります。	環境保全課	公共施設への太陽光発電システム等の導入	・公共施設への太陽光発電システム等の導入の検討 ・市の太陽光発電システム等を活用した環境保全の普及啓発	枚方保育所と輝きプラザきららに太陽光発電設備を設置、稼動。 淀川衛生工場の敷地内の大型太陽光発電設備「枚方ソラパ」の運用、見学会の実施。 ・社会見学・視察等 6回、149人	○	公共施設へ太陽光発電の導入を図るとともに、「枚方ソラパ」の施設見学を通して、再生可能エネルギーへの関心を高める。
2-1-2	37	1-2 1-3	市民共同発電所への支援	市民等の出資・寄付等による市民共同発電所(太陽光発電や小水力発電など)の設置に向けた活動を支援します。	環境保全課	支援の実施	市民共同発電所の設置に向けた活動の支援	枚方市域での自然エネルギーの普及・啓発を目的として、NPO法人ひらかた環境ネットワーク会議が主催する「ひらかた自然エネルギー学校2017」に関して、広報ひらかたへの記事掲載、公用マイクロバスの使用などの協力をした。	○	「ひらかた自然エネルギー学校」の支援を行うことにより、枚方市域での自然エネルギーの普及・啓発を図る。
2-1-3	38	3-3	緑のカーテン事業	緑のカーテンモニターやコンテストを実施することにより、緑のカーテンの普及を推進します。	環境保全課	・モニター参加者数150人 ・コンテスト応募者数40人	・モニターの実施 ・コンテストの実施	緑のカーテンモニターの募集を行い、参加者数は173人であった。 また、コンテストの募集を行い、参加者及び参加団体数合計は137件であった。 11月5日に表彰式を開催し、団体部門で3件、個人部門で4件を表彰した。 保育所や小学校等の市関係施設にゴーヤの苗を配布することで、緑のカーテンの普及啓発を図った。	○	ホームページなどでコンテスト応募者のユニークな取り組みを紹介するなど緑のカーテンの取り組みをPRし、緑のカーテンの取り組みを広げる。
2-1-3	39	3-3	暑気対策事業	各種イベント等での打ち水など、水による冷却効果の活用に取り組みます。	環境保全課	打ち水の実施回数5回	打ち水の実施	・7/26、8/9、8/23に打ち水大作戦を実施 ・8/2に「クールダウン枚方～みんなで打ち水大作戦～」を保育所・民間企業約100人の協力により実施 ・8/26,27の枚方まつりで打ち水を実施。 打ち水の実施回数計6回	○	引き続き暑気対策・地球温暖化防止に向けた普及・啓発として打ち水等を実施する。
2-1-3	40	3-3	学校園緑のカーテン事業	市立小中学校において、緑のカーテンを実施します。	教育指導課	緑のカーテンの実施校数63校	緑のカーテンの実施	市立小中学校63校において、教室窓側外部にネット、プランターを設置し、ヘチマやゴーヤなどのつる性植物による緑のカーテンの育成に取り組みました。	○	緑のカーテンを効果的に活用して環境学習を推進し、児童・生徒の環境意識を高めていきます。
	教育環境整備室				緑のカーテンの維持管理校数63校	緑のカーテンの維持管理	学習環境整備PFI事業により、市内小中学校の緑のカーテン事業を実施。	○	教育指導課と調整を図りながら、環境教育に資する「緑のカーテン事業」の取り組みを進めていくとともに、PFI事業にかかるモニタリング行っていく。	
2-2-1	42		フロン類の適正管理の啓発	フロン類の適正管理を推進するため、大阪府と連携し、啓発活動を行います。	環境指導課 環境保全課	啓発活動の実施	パンフレットの配布など啓発活動の実施	ポスターや市ホームページを活用し、適正管理の啓発を行った。	○	引き続き啓発活動を実施する。

体系	No.	温暖化計画の体系	事業名	事業概要	担当課	目標	取り組み内容	実績	評価	今後の課題・方向性
3-1-1	43	3-2	森林ボランティア育成事業	里山などの自然空間を保全し、自然の大切さを発信するため、森林保全等に関する講座等を開講し、里山保全活動を行うボランティアを育成します。	公園みどり推進室	・講座回数6回 ・参加者数20人	・森林ボランティア育成に向けた里山講座の開催 ・里山講座に関する周知・啓発	・全6回の講座を開催。 ・参加者数12人 ・修了者数11人	○	平成30年度からは現状の里山講座に加え、森林スペシャリスト育成講座を実施する。
3-1-1	44	3-2	里山保全活動補助事業	里山保全活動団体に対して、補助金を交付し、活動を支援します。	公園みどり推進室	交付申請団体数6団体	補助金の交付	交付申請6団体に対し、656,000円の里山保全活動補助金を交付。	○	平成30年4月1日付けで要綱、基準を改正。要件及び補助金対象項目を追加する。
3-1-1	45	3-2	里山保全推進事業	第二京阪道路以東の東部地域の里山を、市民全体の貴重な財産として保全継承していくため、里山保全計画に基づき、市民、地権者等、本市の里山保全に関する取り組みを進めます。	公園みどり推進室	森づくり委員会、意見交換の実施3回	・津田地区・穂谷地区の森づくり委員会の開催 ・里山保全活動団体との意見交換会の開催 ・大阪府森林整備関係事業の調整 ・関連イベント等による普及啓発、情報発信	・津田地区森づくり推進委員会を1回、穂谷森づくり委員会を1回開催。 ・大阪府の治山事業について、地元との調整を行った。 ・里山ウォーキング等里山保全イベントを開催し、情報発信等を行った。	○	引き続き、里山保全に関する事業を推進する。
3-1-1	46	3-2	ナラ枯れ対策事業	津田地域・氷室地域の樹林地に発生したナラ枯れの原因となる病害虫の駆除を行い、被害の拡大防止を図ります。	公園みどり推進室	ナラ枯れ対策の実施	ナラ枯れ対策の実施	・ナラ枯れ調査の結果、対象となる樹木が無かったため、事業を未実施。	○	ナラ枯れが発生した場合は、職員によるくん蒸処理を行う。
3-1-2	47		特定外来生物の防除	特定外来生物(アライグマ)の防除を行います。	環境保全課	特定外来生物の防除	・特定外来生物の駆除の実施 ・業者への委託	アライグマ捕獲頭数66頭	○	大阪府の防除実施計画に基づき、継続してアライグマの防除・捕獲を行う。
3-1-3	48		自然保護啓発事業	都市に残された自然環境や市域に生息する動植物を守るため、自然観察会や講演会の開催等により、自然保護の啓発を行います。	環境保全課	自然保護啓発イベントの実施回数8回	①自然観察会の開催 ②自然保護や生物多様性に関する講演会の開催 ③自然環境調査の実施	○自然観察会の実施 ・水辺の楽校(7/22)56名 ・セミの抜け殻調査(8/5)50名 ・葉っぱの観察と工作(8/11)32名 ・山田池昆虫教室(8/19)65名 ・秋の自然観察会(11/18)10名 ○自然保護を考える講演会(1/20)46名 ○自然環境調査(市民調査)10回	○	例年参加される市民もあり、定着しているが、市民への周知方法を工夫し、新規の参加者数を増やしていく。
3-1-3	49		学校ビオトープ池整備事業	身近な自然や生き物とのふれあいなどを通して、環境教育を推進します。	教育指導課	ビオトープ池の活用校数16校	ビオトープ池の活用	学校ビオトープ池を設置した小中学校16校において、学校ビオトープ池の維持管理を適切に行うとともに、環境教育への活用を図りました。	○	児童・生徒が身近に生き物と触れ合えるよう、学校に設置されたビオトープ池の維持管理を適切に行い、効果的に活用を図ることで環境教育を推進します。
3-1-3	50		景観水路維持管理事業	景観水路を利用して、多くの市民にやすらぎと憩いの場を提供します。	下水道施設維持課	景観水路の維持管理	景観水路の維持管理	前年度同様、景観水路(こもれび水路・せせらぎ水路・水面廻廊)において、水質点検・清掃など適切な維持管理を行った。	○	今後も景観水路(こもれび水路・せせらぎ水路・水面廻廊)の適切な維持管理に努める。
3-1-3	51		野外活動センター活性化事業	野外活動を通じて子どもたちの生きる力を育むため、学校利用の促進を図るとともに、自然学習や活動プログラムの拡充を図る。また、野外活動センターを効率的かつ効果的に運営するため、センター内の各施設の利用実績等を分析し、利用者ニーズに即した施設の最適化を進める。	スポーツ振興課	野外活動センターを利用する小学校数45校	①進入路簡易舗装の実施設計 ②学校キャンプ支援事業等の実施	29年度の小学校利用校数は24校で、28年度に比べて3校減少した。 進入路については29・30年度で舗装を行う計画であり、29年度分の舗装については完了した。	×	プログラム等のソフト面と共に施設のハード面等も利用者ニーズに対応していく必要がある。引き続き学校キャンプ支援事業等(バスの配車)を実施し利用促進を図る。
3-1-4	52	3-2	都市公園等維持管理事業	都市公園・小規模公園の剪定等を行うなど、維持管理を適正に実施します。	公園みどり推進室	公園の維持管理	公園の維持管理	公園の維持管理	○	引き続き、公園の維持管理に努める。

体系	No.	温暖化計画の体系	事業名	事業概要	担当課	目標	取り組み内容	実績	評価	今後の課題・方向性
3-1-4	53	3-2	緑化推進事業	平成28年3月に策定した「枚方市みどりの基本計画」に基づき、多様な主体と連携を図りながら、まちなか緑化を推進します。	公園みどり推進室	各種緑化推進事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> 市立の小中学校、保育所等へ花の種子、球根、資材等を配付する花いっぱい運動の実施 緑化フェスティバルやみどりの講習会の開催 緑化を行う地域等への樹木の配付や、新生児の誕生を記念して苗木の配付 オープンガーデンや広場づくりなど花と緑の拠点づくりへの支援 花壇整備や屋上緑化、生垣の緑化などへの支援 	<ul style="list-style-type: none"> 花いっぱい運動(学校園・保育所)64施設で実施。 緑フェス(4月)、みどりの講習会(6月、12月)開催。 誕生苗木配付 886件 花と緑のまちづくり事業 1件支援 	○	よりいっそうの充実に向け、広報などを活用し、事業の推進を図る。
3-1-4	54	3-2	公園整備事業	市民が日常生活の中で自然と親しめる場を確保するため、まちなかの公園整備を進める。	公園みどり推進室	用地取得	<ol style="list-style-type: none"> 星ヶ丘公園の用地買戻し 東部公園の野球場照明灯設備工事、グランドオープン 天満川緑道の整備工事 駅前花壇や公園等で草花や花木の植栽 	<ol style="list-style-type: none"> 用地買戻し 照明灯設備工事完了 天満川緑道整備工事完了 駅前花壇や公園等の植栽整備実施 	○	引き続き、公園整備事業を推進する。
3-1-4	55	3-2	緑のじゅうたん事業	市立小中学校の校庭の一部を芝生化し、教育活動や地域行事等に活用します。	教育指導課	芝生の活用校数63校	芝生の活用	環境保全に対する児童・生徒の興味、関心を高め環境教育を推進するため、小中学校64校において緑のじゅうたん(校庭の芝生化)を実施した。	○	芝生の活用の推進に努める
	教育環境整備室				芝生の維持管理校数63校	PFI事業による芝生の維持管理(第三中学除く)	学校環境整備PFI事業により、市内小中学校の緑のじゅうたん事業を実施。	○	教育指導課と調整を図りながら、環境教育に資する「緑のじゅうたん事業」の取り組みを進めていくとともに、PFI事業にかかるモニタリング行っていく。	
3-2-1	57	3-2	地産地消推進事業	地産地消を促進し地域農業の振興を図るとともに、児童の食育教育を推進するため、学校給食にエコレンゲ米や野菜など地元農産物を供給します。また、農業者団体(市内直販団体)による自家生産の農畜産物を市民へ直接対面販売する「ふれあい朝市」の開催を支援します。	農業振興課	<ul style="list-style-type: none"> 学校給食に使用する市内農産物の品目数(米・野菜)15品目 ふれあい朝市の開催回数730回 	<ul style="list-style-type: none"> 学校給食に対し農薬・化学肥料を5割以上削減して栽培した大阪エコ農産物の野菜や米などの地元農産物の供給。また米の供給については、環境にやさしいエコレンゲ米の活用促進 農業者団体(市内直販団体)による「ふれあい朝市」の開催の支援 	<ul style="list-style-type: none"> 学校給食に使用する市内農産物の品目数(米・野菜) 19品目 ふれあい朝市の開催回数861回 	○	<ul style="list-style-type: none"> 地元農産物の供給による食育を推進し、児童生徒の農業に対する意識の向上を目指す。 ふれあい朝市などを通じて、より一層の地産地消を促進し地域農業の振興を図る。
3-2-1	58	3-2	エコ農産物普及促進事業	環境にやさしい農産物の普及拡大が図れるよう、レンゲを有機肥料として活用することで化学肥料を抑える「レンゲ米」の栽培のために生産者が購入するレンゲ種子費用に対する補助を行います。また、農薬の使用回数、化学肥料の使用量が標準的な使用回数・量の半分以下の農産物を大阪府が認証する「大阪エコ農産物認証制度」の普及拡大を図ります。	農業振興課	<ul style="list-style-type: none"> レンゲ播種面積65ha 景観形成作物作付面積3.5ha エコ農産物認証申請認証面積45ha 	<ul style="list-style-type: none"> 「レンゲ米」の普及に向けたレンゲ種子の購入費用の補助 「大阪エコ農産物認証制度」の普及拡大 	<ul style="list-style-type: none"> レンゲ播種面積70ha 景観形成作物作付面積3.4ha エコ農産物認証申請認証面積58ha 	○	<ul style="list-style-type: none"> エコレンゲ米の普及・拡大に繋がる取り組みを推進する。 景観形成作物作付面積の拡大を図り、自然豊かなまちを推進する。 大阪エコ農産物の普及・拡大を図ることで、環境にやさしく、健康な体づくりを推進するまちを目指す。

体系	No.	温暖化計画の体系	事業名	事業概要	担当課	目標	取り組み内容	実績	評価	今後の課題・方向性
3-2-1	59	3-2	新規就農者育成事業	次代の農業リーダーとなる若い世代を育成するため、H26年度から「都市農業ひらかた道場」を開設しており、就農初期における農業経営安定化支援、就農後の支援、農地確保・集積支援を図ります。	農業振興課	・新規就農者の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・「都市農業ひらかた道場」の実施 ・認定新規就農者が行う設備投資等に対し補助金を交付する「新規就農者経営安定化支援事業」の実施 ・サポート協議会の設置、専門知識・技能を有するサポーターの派遣、担い手農業者組織の設立支援など「就農後サポート支援」の実施 ・認定新規就農者への農地貸借に対し地主に奨励金を交付する「新規就農者農地集積支援事業」の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・都市農業ひらかた道場の募集は行っていない ・新規就農者経営安定化支援事業補助金申込者数4名 ・枚方市新規就農者サポート事業申込者数4名 ・新規就農者農地集積支援事業申込者数2名 	○	新規就農者の確保 「都市農業ひらかた道場」修了生以外も含めた5名の認定新規就農者が、農業経営の確立や安定化を図れるよう支援を行うとともに、都市農業ひらかた道場の費用対効果を考慮し、新たな新規就農者の確保に向けた仕組みづくりを推進する。
3-2-2	60	3-2	農業体験拡充事業	「農」とふれあい、農業への理解を促進するため、小学生が植え付けから収穫、農産物の調理・加工、試食までを体験する食農体験学習の支援を行います。また、農家が栽培した新鮮な農産物を直接市民が収穫するなどの体験ができる「ふれあいツアー」を開催します。	農業振興課	ふれあいツアー参加者数5,000人	<ul style="list-style-type: none"> ・小学生食農体験学習の実施 ・「ふれあいツアー」の開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・食農体験学習の実施校数14校 ・ふれあいツアー参加者数3,616人 	×	<ul style="list-style-type: none"> ・小学生にとって貴重な経験になる食農体験学習を継続するため、協力農家の拡大を目指し、精力的に呼びかけを行う。 ・天候により参加者数の見込みの予測が困難であるが、リピーターを増やす取り組みや、ふれあいツアーの魅力向上を促進する。
4-1-1	61		建築協定・まちづくり支援事業	建築協定を締結しようとする住民組織に対する支援を行うとともに、それぞれの地域にふさわしいまちなみ形成を推進します。	景観住宅整備課	建築協定締結への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・建築協定締結補助金の交付 ・職員による出前講座 	<ul style="list-style-type: none"> ・建築協定の地区数39地区 ・機関紙を発行 ・出前講座を開催 	○	<ul style="list-style-type: none"> ・建築協定地区住民の高齢化 ・抜け地や隣接地の増加 ・建築協定地区住民への建築協定制度に対する理解の促進
4-1-1	62		地区計画の策定	地区の状況や特性に応じて地区計画を定めることで、良好なまち並みの形成や保全を行います。	都市計画課	地区計画制度の運用	届出の審査、勧告	地区計画の届出数52件	○	市街化調整区域における地区計画の策定については、平成28年度末策定した立地適正化計画について、集約型都市構造を誘導する上で検討が必要。
4-1-2	63	3-1	幹線道路整備事業	交通渋滞を緩和するとともに、安全な交通環境確保するため、市域中心部と東部地域を結ぶ枚方藤阪線や市域北部の東西幹線道路である牧野長尾線のほか、御殿山駅と小倉東町地区を結ぶ御殿山小倉線等の整備を進めます。	道路河川整備課	・事業推進	<ol style="list-style-type: none"> ①枚方藤阪線の用地交渉 ②牧野長尾線の用地交渉、道路整備工事、JR学研都市線立体交差部工事(JR施工)、詳細設計 ③御殿山小倉線の用地再取得(公社)、道路整備工事 ④中振交野線の用地交渉、用地再取得(公社)、道路整備工事 ⑤長尾杉線の詳細設計 	<ol style="list-style-type: none"> ①～④各路線について、用地交渉、道路整備工事、詳細設計、用地再取得を実施した。 ⑤について、詳細設計、現況測量を実施した。 	○	引き続き、道路整備工事を進めていく。
4-1-2	64	3-1	京阪本線連続立体交差事業	交通渋滞を緩和するとともに、安全な交通環境を整えるため、枚方公園駅付近～香里園駅付近の連続立体交差化を進め、都市交通の円滑化と分断されていた市街地の一体化を図ります。	連続立体交差推進室	事業の推進	・用地取得	・用地取得作業の実施	○	・用地取得作業の推進
4-1-2	65	3-1	公共交通利用促進啓発事業	市内の交通渋滞解消を図るため、市民や事業者等とともに公共交通の利用促進に向けた啓発を行います。	土木総務課	公共交通利用啓発活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・転入者に対する「ひらかた交通タウンマップ」の配布 ・「バス！乗ってスタンプラリー」の開催 ・学識経験者、事業者、NPO団体等と連携した公共交通利用促進に向けた検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・転入者に「ひらかた交通タウンマップ」を配布 ・公共交通利用促進事業として、4月、7月～8月、9月の計3回「バス！のってスタンプラリー」を実施 ・モビリティ・マネジメントについて学習するための「ひらかた交通すごろく」の活用を広報 	○	推進

体系	No.	温暖化計画の体系	事業名	事業概要	担当課	目標	取り組み内容	実績	評価	今後の課題・方向性
4-1-2	66	3-1	公共交通環境整備事業<バスICポイントサービス導入支援の実施>	交通事業者とまちづくりが連携した総合かつ計画的な交通施策の推進に向け総合交通計画の策定を進めます。また、国が提唱する公共交通機関相互の乗換円滑化及び公共交通の利用を一層促進するため、京阪バス株式会社に対し、ICポイントサービス導入費用を支援し、公共交通の利用促進を図ります。	土木総務課	公共交通環境整備事業の推進	①総合交通計画の策定 ②交通バリアフリー事業の推進	①計画策定に向け、枚方市総合交通計画協議会を2回開催 ②長尾駅・藤阪駅周辺地区の交通バリアフリー事業を実施	○	①総合交通計画の策定 ②枚方市バリアフリー基本構想等に基づく事業の推進
4-1-2	67	3-1	ノーマイカーデーの推進	毎月20日のノーマイカーデーを推進するため、普及・啓発活動を行います。	土木総務課	ノーマイカーデーの推進	広報掲載及びFM放送へ毎月情報を提供する等、啓発活動の実施	広報誌への啓発記事を6回掲載し、また毎月FMひらかたへ情報提供を実施。	○	推進
4-1-2	68	3-1	エコ通勤普及促進事業	環境負荷の少ない交通手段として、バス等の公共交通機関や自転車、徒歩の利用を促進します。	環境保全課	エコ通勤ウィークの設定	・エコ通勤の普及・啓発 ・エコ通勤ウィークの実施	・枚方市地球温暖化対策協議会会員に対して、エコ通勤に関するアンケートを行った結果、独自の通勤制度等でエコ通勤に取り組む事業者が38社あった。 ・庁内で定期的にエコ通勤ウィークに取り組むことでマイカー通勤する者のうち、エコ通勤を実施した者は、6月が24.2%、12月が31.6%であった。	○	継続して実施。
4-2-1	69		空き家・空き地対策推進事業	今後、増加することが見込まれる空き家・空き地の適正管理及び活用を促進するため、老朽化し危険な状態になっている特定空家等に対する措置を行うとともに、空き家の活用を含めた対策計画を策定し、対策を進めます。	環境保全課 景観住宅整備課 建築安全課	所有者への指導・啓発	①生活環境に悪影響を与える空家等に対する指導等の措置 ②空き家・空き地の活用に向けた取り組みについての検討 ③市内空き家等の実態調査、空家等対策計画の策定	①指導等件数：48件（建築安全課）、179件（環境保全課） ②空き家・空き地の活用について、実態調査結果を基に、空き家所有者等への意向調査を実施し、活用に向けた課題の整理と手法の検討を行った。 ③市内空き家等の実態調査を実施し、H29年12月に空家等対策計画を策定した。	○	①推進 ②空家等対策計画に基づき、空き家・空き地の活用の仕組みづくりを進め、空き家の所有者や利用希望者への情報提供や相談等の支援を行っていく。
4-2-1	70	3-2	まち美化啓発事業	まちの美化を進めるなど、快適な生活環境を確保するため、市民等に対して、「ポイ捨て等防止条例」や「路上喫煙制限条例」の周知を図り、ポイ捨て・犬のふんの放置や、路上喫煙による迷惑行為等の防止に向けた啓発に取り組み、市民の美化意識の向上を図ります。	環境保全課	啓発活動の実施	・ポイ捨てや路上喫煙等を制限する条例を周知する啓発看板の配布や、広報・ホームページの活用等による普及啓発	市民から要望により、啓発キャンペーンを実施（2回） 啓発看板の配布（犬のふん放置防止377枚、ポイ捨て防止67枚、歩きタバコ禁止32枚） 広報誌掲載、FMひらかたスポットCMを放送	○	引き続き、啓発活動を実施する。啓発内容について、より効率的となるよう見直す。
4-2-1	71	3-2	環境美化推進事業	「天の川クリーン&ウォーク」の実施や、犬のふん問題に対する「イエローカード作戦」などを支援します。	環境保全課	環境美化活動の実施	・ひらかたクリーンリバーの実施 ・イエローカード作戦の実施	クリーンリバー船橋川実施（9月3日、16日（雨天のため中止）） 天の川クリーン&ウォーク実施（11月4日） クリーンリバー穂谷川実施（11月5日） イエローカード作戦について、ホームページでの周知を行った。	○	河川清掃活動への支援を継続する。地域による犬のふん対策活動への支援を継続する。
4-2-1	72		歩きタバコ対策推進事業	路上喫煙による迷惑行為や吸殻ごみのポイ捨てを防止するため、「路上喫煙の制限に関する条例」の周知を図るとともに、違反者に対する是正指導を行います。	環境保全課	啓発活動の実施	・啓発看板等による啓発 ・広報誌やエフエムひらかた等を活用した啓発	市民から要望により、啓発キャンペーンを実施（2回） 路上喫煙禁止区域路面シールの張替え 啓発看板の配布（歩行喫煙防止32枚） 広報誌掲載、FMひらかたスポットCMを放送	○	引き続き、啓発活動を実施する。啓発内容について、より効率的となるよう見直す。

体系	No.	温暖化計画の体系	事業名	事業概要	担当課	目標	取り組み内容	実績	評価	今後の課題・方向性
4-2-1	73		公共場所のアダプトプログラム事業	まちの環境美化を進めるため、市が管理する道路や公園・緑地等の公共場所において、美化活動に取り組む市民団体や企業に対して協定に基づく支援を行います。	環境保全課 公園みどり推進室 道路河川管理課	新規2団体の登録	・美化活動で使用する清掃用具の貸与やアダプトサインの看板の設置、花苗の提供、ごみの収集などの支援 ・参加団体の拡大に向けた情報発信	・1団体新規登録(環境保全課) ・1団体新規登録(道路河川管理課) ・サラエ、竹ぼうき、手み。ごみ袋を支給した。 ・参加団体の拡大に向け、ホームページや広報で周知を行った。 ・7団体の登録(公園みどり推進)	○	・現在の支援内容の充実を図り、参加団体の継続的な活動を支援する。 ・引き続き、団体登録の拡大・団体への支援を行っていく。(公園みどり推進室)
4-2-1	74		不法投棄防止対策事業	廃棄物の不法投棄等不適正処理を防止するため、監視カメラの設置や、定期的なパトロール・指導を行います。	環境総務課	パトロールの実施	パトロールの実施	監視カメラの設置 パトロールの実施(直営・委託)	○	引き続き、監視カメラの設置や、定期的なパトロール・指導を行うことで、不法投棄等不適正処理の防止を図る。
4-2-1	75		道路アダプト事業	公共空間である駅周辺や住宅街の本市管理道路を地域のボランティアとのパートナーシップにより、「枚方市アダプトロードプログラム」を実施し、花苗などを提供し、清掃活動等を推進します。	道路河川管理課	・団体数15団体 ・地区数14か所	道路アダプトプログラムの充実	環境保全課を事務局とし、16団体15地域において清掃活動を実施 ・9団体に花苗を配布した。	○	・引き続きプログラムを実施し、参加団体を増やしていくように推進する。 ・参加団体が継続してプログラムが実施できるよう、ボランティアの美化活動意欲を高める必要がある。
4-2-1	76		公園アダプト制度推進事業	地域に根ざした特色ある公園づくりを進め、守り育てていく公園・緑地のアダプト制度を推進します。	公園みどり推進室	・団体数163団体 ・公園数222か所	公園アダプトプログラムの充実	・団体170団体 ・公園数229か所	○	参加メンバーの高齢化。 次世代につなぎ、継続性のある活動ができるかが課題。
4-2-2	77		不法屋外広告物対策事業	公共の場所への不法屋外広告物をなくし、まちの美化を図ります。	環境保全課	巡回パトロール回数 320回(市並びに推進団体)	不法屋外広告物の撤去・啓発活動の実施	市職員による簡易除却23回 推進団体によるパトロール(月1回24団体288回)	○	引き続き、職員及び推進団体によるパトロールを実施する。
4-2-2	78		良好なまちなみ形成事業	地域の特性を活かした個性と魅力ある景観形成を行うため、景観計画及び景観条例に沿った良好な景観形成を目指します。また、屋外広告物条例の周知・啓発のほか、枚方宿街道沿いに残された貴重な町家の保全や歴史的な修景について支援します。	景観住宅整備課	・景観形成の推進 ・歴史的景観の保全件数2件	①景観法に基づく指導・誘導、景観アドバイザー制度の周知・活用 ②改正屋外広告物条例の施行、条例の周知・啓発、屋外広告物のガイドライン策定 ③住宅の修景助成	①景観アドバイザー会議の活用2件 ②特定区域(枚方市駅周辺)への条例周知 ③歴史的景観の保全件数2件	○	・景観アドバイザー会議の活用を促す ・屋外広告物条例の周知・啓発を行う
4-2-3	79		特別史跡百済寺跡再整備事業	市内の貴重な歴史文化遺産を活用し、まちへの愛着を育むため、整備後40年以上が経過している「特別史跡百済寺跡」について、抜本的な遺構保存工事で合わせ、憩いの場となる史跡公園としての再整備を進めます。	文化財課	・再整備工事	・西塔・東塔・中門の基壇整備	・東塔跡基壇発掘調査実施 ・堂塔院全体の土系舗装 ・東塔・中門基壇を切石積による立体復元 ・礎石レプリカ設置 ・西塔・金堂基壇法面整形、張芝 ・築地塀設計の文化庁承認	○	・事業スケジュールの見直しを図る
4-2-3	80		楠葉台場跡保存事業	市内の貴重な歴史文化遺産を後世に残し、市民の郷土愛を醸成するため、日本で唯一残る河川台場である「楠葉台場跡」について、史跡の適切な保存と活用に取り組みます。	文化財課	・史跡指定地の適正管理	・除草、灌水、清掃の実施	・除草、灌水、清掃の実施 ・「楠葉台場」をテーマとした文化財連続講座を4回実施し、史跡についての理解を深めた。	○	・史跡の保存と活用を計画的に行う
4-2-3	81		菊人形支援事業	市民による菊人形づくりへの支援を行います。	賑わい交流課	市民菊人形PR展示実施回数6回	・「ひらかた菊フェスティバル」期間中に市役所周辺等へ菊人形を展示 ・枚方市駅2階中央コンコースにて3月中旬～4月中旬まで市の花「桜」にちなんだ人形を、6月中旬～8月上旬までは七夕にちなんだ人形を展示	・10月から11月までの「ひらかた菊フェスティバル」期間中に市内4箇所へ菊人形を展示した。 ・枚方市駅2階中央コンコースで3月中旬～4月中旬まで市の花「桜」にちなんだ人形を、6月中旬～8月上旬まで七夕にちなんだ人形を展示した。 ・「緑化フェスティバル」期間中に市役所別館北側へ菊人形を展示した。	○	引き続き、市民菊人形PR展示実施を支援する。

体系	No.	温暖化計画の体系	事業名	事業概要	担当課	目標	取り組み内容	実績	評価	今後の課題・方向性
4-2-3	82		菊フェスティバル開催事業	市の花「菊」を広く発信するため、「菊花展」「枚方宿街道菊花祭」「市民菊人形展示」「にぎわい菊イベント」の開催時期を合わせ、「ひらかた菊フェスティバル」として開催します。	賑わい交流課	・菊フェスティバルの開催 ・菊フェスティバル観客者数30,000人	秋に市役所周辺や枚方宿地区で開催	平成29年10月26日(木)～平成29年11月13日(月)に市役所周辺や枚方宿地区で開催した。 ・菊フェスティバル来場者数 約26,000人	○	引き続き、市の花「菊」を広く発信する。
4-2-3	83		淀川舟運推進事業	枚方船着場～八軒家浜船着場間往復を、屋形船・水上バスで運航します。乗船者アンケートを集計し、定期就航及び観光船の可能性を調査します。	賑わい交流課	淀川舟運推進事業参加者数2,000人	春と秋の年2回運航	春と秋の期間限定運航に加え、毎月主に第2日曜日に運航した。	○	京街道枚方宿沿いの観光事業として広く発信していく。
5-1-1	84	4-1	4R啓発事業	ごみの減量化やリサイクルを推進するため、キャンペーン活動等による、4Rの普及・啓発を行います。	減量業務室	市内各所でのキャンペーン回数36回	・マイボトル・マイカップの持参や食品ロスの削減等に向けたキャンペーン活動の実施	キャンペーン実施49回	○	平成30年度も引き続き市内各所で36回のキャンペーン活動の目標を掲げ取り組む
5-1-1	85	2-1	環境教育・環境学習事業	地域や小学校等による4R教育を推進します。	減量業務室	環境教育、環境学習実施人数9000人	・環境教育、環境学習の推進	実施対象人数10,641人	○	学校関係以外の市民も対象に広げて取り組む
5-1-1	86	4-1	ごみ講演会開催事業	ごみの減量化やリサイクルを推進するため、ごみ減量講演会を開催します。	減量業務室	ごみ講演会の開催回数1回	ごみ減量講演会の開催	2月3日開催、参加86人	○	平成31年2月開催予定
5-1-1	87	4-1	ごみ減量フェア開催事業	ごみの減量化やリサイクルを推進するため、ごみ減量フェアを開催します。	減量業務室	ごみ減量フェアの開催回数1回	ごみ減量フェアの開催	11月5日開催、来場4000人	○	平成30年11月4日開催予定
5-1-1	88	4-1	ごみ減量ポスター等コンテスト事業	ごみ減量化・リサイクルについてのポスターを募集し、表彰・展示します。	減量業務室	ポスターコンテストの開催	ポスターの募集	応募数16校、1069点	○	平成30年7月に実施予定
5-1-1	89	4-1	穂谷川清掃工場見学等環境啓発事業	穂谷川清掃工場の見学等による環境啓発を行います。	穂谷川清掃工場	施設見学者数300人	施設見学の実施	施設見学者数 441名 減量フェア施設見学者数 350名	○	平成30年度も継続実施。
5-1-1	90	4-1	東部清掃工場見学等環境啓発事業	東部清掃工場の見学等による環境啓発を行います。	東部清掃工場	施設見学者数4,060人	施設見学の実施	施設見学者数4,424人	○	・常に説明内容を見直し、よりわかりやすくする。 ・PR活動を工夫し見学者の増加を目指し、啓発活動を行ないます。
5-1-2	91	4-2	生ごみ堆肥化事業	生ごみ堆肥化促進容器(コンポスト容器)と有用微生物群(EM)容器により、家庭から排出される生ごみの堆肥化を図り、ごみの減量を行います。	減量業務室	コンポスト容器貸与・EMモニター新規50世帯	・コンポスト容器の貸与 ・EMモニターの実施	コンポストモニター8世帯 EMモニター30世帯	×	新規50世帯を募集し、堆肥化講習会やイベントなどで推進する
5-1-2	92	4-2	ごみ減量対策事業	廃棄物減量等推進員制度を推進することにより、市民のごみ減量意識の高揚を図ります。	減量業務室	廃棄物減量等推進員数45校区520人	廃棄物減量等推進員の委嘱	45校区、574人	○	引き続き、廃棄物減量等推進員の委嘱を行い、市民のごみ減量意識の高揚を図る

体系	No.	温暖化計画の体系	事業名	事業概要	担当課	目標	取り組み内容	実績	評価	今後の課題・方向性
5-1-2	93	4-2	ごみ資源化事業	ごみの焼却量削減や資源の有効活用を図るため、ペットボトルや空き缶、小型家電等のごみの資源化を推進します。また、市民ボランティアのリサイクル活動を支援します。	減量業務室 穂谷川清掃工場 東部清掃工場	・広報ひらかた及びホームページでの市民周知の推進 ・リサイクル活動及び啓発活動の推進	・ペットボトル・プラスチック製容器包装や空き缶、びん・ガラス類の資源化の推進 ・小型家電リサイクルの推進 ・市民ボランティアのリサイクル活動の拠点「ひらかた夢工房」の活用・支援 ・新たな資源化方策の検討	小型家電処理実績: 23.07t(穂谷川清掃工場分) 44.50t(東部清掃工場分)	○	小型家電リサイクルの推進を継続実施する。(東部清掃工場:常に業務改善を行い、分別量の増加を目指す。)
5-1-2	94	4-2	再生資源集団回収報償金制度運用事業	地域の古紙、古布等の集団回収団体に対して報償金を交付し、ごみ処理費用の軽減やごみ問題に対する意識の向上を図ります。	減量業務室	新規団体の登録	再生資源集団回収報償金制度の実施	新規登録3団体	○	登録団体の増加へ向けて、未実施団体への周知
5-1-2	95	4-1	家庭系ごみ有料化の検討	ごみの発生抑制やリサイクルへの誘導、ごみ減量の努力に応じた費用負担の公平性確保の観点から、経済的な動機付けを活用したごみ処理手数料の見直しを検討します。	減量業務室	家庭系ごみ有料化の検討	経済的動機付けの活用によるごみ減量とごみ処理費用負担の在り方の検討	審議会案件として検討	○	継続実施
5-1-2	96		循環型社会形成推進事業	「北河内4市及び京田辺市地域循環型社会形成推進地域計画」に基づき、ごみの資源化を推進します。	環境総務課	新地域計画の推進	新地域計画の推進	計画構成市と連携し、事業を推進	○	引き続き、計画構成市と連携し、事業を推進する。
5-1-2	97		新ごみ処理施設整備事業	京田辺市と連携を図りながら枚方京田辺環境施設組合による可燃ごみ総域処理施設の円滑な整備が行えるよう取り組みます。	環境総務課	整備事業の推進	枚方京田辺環境施設組合及び京田辺市との連携による事業の推進。	枚方京田辺環境施設組合及び京田辺市と連携し、整備事業を推進	○	引き続き、枚方京田辺環境施設組合及び京田辺市と連携し、整備事業を進める。
5-1-2	98		資源ごみ等持ち去り行為防止対策事業	資源ごみや粗大ごみの持ち去り行為を条例で規制するとともに、巡回パトロールの強化や制度の周知・啓発を行い、持ち去り行為の防止を図ります。	減量業務室	制度の周知・啓発 巡回パトロールの実施	・制度の周知・啓発 ・巡回パトロールの実施	巡回パトロール597回/3台	○	継続実施
5-1-2	99		古紙回収事業	第2、第4木曜日を基本として、月に2回庁舎の古紙を回収します。	総務管理課	庁舎での古紙回収の推進	庁舎での古紙回収の推進	年間古紙回収量99,130Kg	○	今後も、第2、第4木曜日を基本とした月2回の定期実施を行う
5-1-2	100		廃棄文書のトイレットペーパー化事業	保存年限を経過した廃棄文書は、分別等の古紙再生処理業者に搬送し、溶解し、トイレットペーパー等に再生利用します。	コンプライアンス推進課	廃棄文書のリサイクル	廃棄文書のリサイクル	保存年限を満了した公文書を古紙再生処理工場に搬送、処理するため、年度前半から分別等の準備作業を進め、年度内に3回に分けて、搬送、処理した。	○	廃棄文書を円滑に処理し、かつ、環境負荷を低減するため、今後とも、引き続き、古紙再生処理業者への搬入、処理を推進していく。
5-1-2	101		廃油リサイクル事業	第一、第三学校給食共同調理場から排出される廃油のリサイクルを行います。	学校給食課	廃油のリサイクル	廃油のリサイクル	平成29年度は第一学校給食共同調理場で6304kg、第三学校給食共同調理場で7321kg、単独調理場を含めると合計約40552kgの廃油をリサイクル業者に引き渡した。	○	今後も引き続き、調理に使用した油を、食器等の洗浄に使用する液体純石鹼の原料としてリサイクルする事業を推進する。
5-1-2	102		図書リサイクル事業	図書館及び市民の不要図書を希望者に譲与、売払い(古書・古紙)等を行い、再利用を図ります。	中央図書館	図書館及び市民の不要図書の譲与・売払い	図書館及び市民の不要図書の譲与・売払い	35,865冊(平成30年3月末時点)	○	引き続き、図書館及び市民の不要図書を希望者に譲与するとともに、「子どもに本を届ける事業」において、活用するよう取り組んでいく。
5-1-3	103	4-1	事業系ごみ減量指導事業	多量排出事業所に対して、一般廃棄物管理責任者の選任及び減量等計画書の作成・提出を求めるなど、事業系ごみの適正処理による減量及び再資源化の指導を行います。	環境総務課	事業者へのごみ減量指導の実施	・一般廃棄物管理責任者の選任及び減量等計画書の提出の依頼 ・立入指導 ・廃棄物の減量及び適正処理の手引き(冊子)の配布	・一般廃棄物管理責任者の選任及び減量等計画書の提出の依頼 ・立入指導 ・廃棄物の減量及び適正処理の手引き(冊子)の配布	○	引き続き、事業者へのごみ減量指導を実施することで、事業系ごみの適正処理による減量及び再資源化を図る。

体系	No.	温暖化計画の体系	事業名	事業概要	担当課	目標	取り組み内容	実績	評価	今後の課題・方向性
5-1-3	104		剪定枝のチップ化事業	中宮浄水場施設内の剪定枝をチップ化します。	浄水課	チップ量10m ³	剪定枝のチップ化	11.9m ³	○	直営による剪定が困難となっており、縮小方向で継続
5-1-3	105		脱水汚泥肥料化事業	脱水汚泥の適正な排出を管理し、堆肥化の推進を図ります。	淀川衛生事業所	脱水汚泥再生率100%	脱水汚泥の堆肥化	脱水汚泥の搬送量 446.65(t/年)	○	平成29年12月から希釈放流を開始をしたため、脱水汚泥の排出・堆肥化は、終了しました。
5-1-3	106		産業廃棄物適正処理推進事業	産業廃棄物の適正な処理のため、排出する事業者に対し、各種届出の受理や指導を行うとともに、産業廃棄物処理業の許可、指導を行います。	環境総務課	事業者への立入指導等の実施	・各種届出の受理や許可、登録手続きの実施 ・立入指導	・各種届出の受理や許可、登録手続きの実施 ・立入指導	○	引き続き、事業者への立入指導等を実施することで、産業廃棄物の不適正処理の防止を図る。
5-1-4	107		穂谷川清掃工場運営管理事業	穂谷川清掃工場において、環境負荷を低減するとともに、廃熱を利用した廃棄物発電を行います。	穂谷川清掃工場	自主管理基準値の順守	・大気汚染物質の排出抑制 ・廃熱利用に係る発電	①ダイオキシン類 0.11ng-EQ/m ³ N ②一酸化炭素濃度 17ppm ③窒素酸化物濃度 56ppm ④焼却灰の熱灼減量 5.6% ⑤臭気苦情件数0件 ⑥廃熱を発電に利用した。	○	平成30年度目標値 ①ダイオキシン類0.8ng-TEQ/m ³ N以下 ②一酸化炭素濃度100ppm以下 ③窒素酸化物濃度120ppm以下 ④焼却灰の熱灼減量8%以下 ⑤臭気苦情件数0件を目指す ⑥廃熱を発電に利用する。
5-1-4	108		東部清掃工場運営管理事業	東部清掃工場において、ごみ焼却処理に係る環境負荷を抑えるとともに、廃熱を利用した発電を行います。	東部清掃工場	自主管理基準値の順守(東部)	・大気汚染物質の排出抑制 ・廃熱利用に係る発電	・自主管理基準値を順守しました。 ばいじん 0.0005g/Nm ³ 以下 塩化水素 6.1ppm以下 硫黄酸化物 3.0ppm以下 窒素酸化物 16ppm以下 ダイオキシン類 0.035ng-TEQ/Nm ³ 以下 水銀 0.004mg/Nm ³ 以下 ・28,547,300kWhの発電を行ないました。	○	・自主管理基準値の順守に努めます。 ばいじん 0.01g/Nm ³ 以下 塩化水素 10ppm以下 硫黄酸化物 10ppm以下 窒素酸化物 20ppm以下 ダイオキシン類 0.05ng-TEQ/Nm ³ 以下 水銀 0.05mg/Nm ³ 以下 ・適切にごみ処理と適切な施設の運転・維持管理を行い、効率的な発電に努めます。
5-2-1	109		公共下水道(汚水)整備事業	快適な生活環境を支え、水質汚濁を防止するため、公共下水道(汚水)の整備・改良を進める。	上下水道計画課 汚水整備課	公共下水道人口普及率96.6%	①住居系地域の汚水整備を中部及び東部地域を中心に推進 ②整備の未承諾地区や整備困難地区の解消 ③事業所系地域の枚方工業団地の汚水整備	平成29年度末公共下水道人口普及率96.6%	○	平成30年度の住居系地域での概成に向け、引き続き整備を進める。
5-2-1	110		事業者への公害防止の指導(水質)	工場及び事業場から提出される公害関係法令に基づく申請・届出について、内容の審査を実施するとともに、立入検査等を通じて、規制指導を行います。	環境指導課	適正指導の実施(水質)	・申請・届出の審査 ・立入検査等	・申請・届出97件について審査を行い、93件の立入検査を実施。 ・7月に環境データ集を作成し、ホームページで結果を公表。	○	工場等に対して適切な指導を行うことで、良好な水環境の保全を推進する。
5-2-1	111		水質の環境監視	河川及び地下水の水質を調査することにより、水質の状況や環境基準達成状況を把握するとともに、ホームページで情報提供を行います。	環境指導課	環境基準達成率(BOD)100%	・市内河川及び地下水の水質の監視 ・情報提供	・河川水質の汚濁状況を把握するため、市内河川の10地点で水質調査を実施。 ・結果(速報値)をホームページで公表。 ・7月に環境データ集を作成し、ホームページで公表。 ・環境基準達成率100%	○	環境基準点3地点(船橋川、穂谷川、天野川)全てで環境基準を達成。今後も継続して市内河川水質を監視し、現状把握に努める。
5-2-1	112		公害防止啓発事業	河川水質等の水環境に関する啓発を行うため、学習会を開催します。	環境指導課	学習会等の開催回数7回	水環境啓発学習会等の開催	・学習会、イベント(パネル展示等)の開催13回 ・FMひらかた啓発放送 ・啓発チラシの配布	○	引き続き関係課と協力し、生活排水処理施設の利用の推進及び浄化槽の適正な維持管理の啓発に取り組む。

体系	No.	温暖化計画の体系	事業名	事業概要	担当課	目標	取り組み内容	実績	評価	今後の課題・方向性																																				
5-2-1	113		生活排水適正処理啓発事業	公共下水道処理区域内の浄化槽設置・し尿のくみ取り家屋に対し、訪問等により早期水洗化のため啓発を行い、生活排水の適正処理に向けた取り組みを進めます。	淀川衛生事業所	啓発活動の実施(淀川)	啓発活動の実施	平成29年10月5日から10月25日及び成30年3月22日から4月11日の年2回、啓発活動を実施した。	○	平成30年度においても収集世帯に対して、下水道接続に向けて啓発活動を行っていきます。																																				
	給排水管理課				平成29年4月から平成30年3月にかけて、未水洗家屋の所有者に対して指導文書を送付(口頭による指導を含む)するとともに、水洗化指導のための個別訪問を行った。			○	今後も引続き義務期限を超過した未水洗家屋の所有者に対して5か年で計画的に戸別訪問等を実施し、指導・勧告や融資制度の説明を行うなど水洗化促進の取り組みを強化し、水洗化率向上に向けて積極的な啓発活動の実施を推進する。																																					
5-2-1	115		淀川衛生事業所運営管理事業	淀川衛生事業所から放流する水質の適正管理を行います。	淀川衛生事業所	水質基準値を順守した放流水質の適正管理	放流水の水質測定	【生物処理方式時】 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>基準値</th> <th>平均値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①PH</td> <td>5.8～8.6</td> <td>8.1</td> </tr> <tr> <td>②BOD(mg/ℓ)</td> <td>20</td> <td>0.5</td> </tr> <tr> <td>③COD(mg/ℓ)</td> <td>30</td> <td>3.0</td> </tr> <tr> <td>④SS (mg/ℓ)</td> <td>70</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>⑤大腸菌群数(個/cm3)</td> <td>3,000</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table> 【希釈放流方式】 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>基準値</th> <th>平均値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①PH</td> <td>5.0～9.0</td> <td>7.5</td> </tr> <tr> <td>②BOD(mg/ℓ)</td> <td>600</td> <td>150</td> </tr> <tr> <td>③SS (mg/ℓ)</td> <td>600</td> <td>343</td> </tr> <tr> <td>④全リン(mg/ℓ)</td> <td>32</td> <td>8.5</td> </tr> <tr> <td>⑤全窒素(mg/ℓ)</td> <td>240</td> <td>42</td> </tr> </tbody> </table>		基準値	平均値	①PH	5.8～8.6	8.1	②BOD(mg/ℓ)	20	0.5	③COD(mg/ℓ)	30	3.0	④SS (mg/ℓ)	70	1	⑤大腸菌群数(個/cm3)	3,000	2		基準値	平均値	①PH	5.0～9.0	7.5	②BOD(mg/ℓ)	600	150	③SS (mg/ℓ)	600	343	④全リン(mg/ℓ)	32	8.5	⑤全窒素(mg/ℓ)	240	42	○	今後も引き続き、基準値を遵守した排水水質の管理を実施します。
	基準値	平均値																																												
①PH	5.8～8.6	8.1																																												
②BOD(mg/ℓ)	20	0.5																																												
③COD(mg/ℓ)	30	3.0																																												
④SS (mg/ℓ)	70	1																																												
⑤大腸菌群数(個/cm3)	3,000	2																																												
	基準値	平均値																																												
①PH	5.0～9.0	7.5																																												
②BOD(mg/ℓ)	600	150																																												
③SS (mg/ℓ)	600	343																																												
④全リン(mg/ℓ)	32	8.5																																												
⑤全窒素(mg/ℓ)	240	42																																												
5-2-1	116		淀川衛生工場し尿処理施設整備事業	効率的・効果的なし尿処理を進めるため、淀川衛生工場において、処理方法・処理施設が簡素な希釈放流方式に見直し、「なわて水みらいセンター」への希釈放流を行うための整備を行う。	淀川衛生事業所	・希釈放流方式への移行	①淀川衛生工場の希釈放流方式への改造工事 ②業務棟用地を大阪府住宅供給公社へ返還	①改造工事完了後、平成29年12月18日から希釈放流を開始した。 ②平成30年3月27日、大阪府住宅供給公社へ旧業務棟用地を返還した。	○	—																																				
5-2-1	117		浄化槽法に基づく事務	浄化槽の適正管理のため、設置届出の受理を行うとともに、定期点検を受検するよう周知・啓発する。また、浄化槽保守点検業者の登録制度を設け、要件を満たしていれば登録証を交付します。	保健衛生課	・届出受理、助言、勧告の実施 ・浄化槽保守点検業者の登録の継続	・届出受理、助言、勧告の実施 ・設置後の定期点検等の結果の受理、未受検施設に対する指導の実施 ・浄化槽保守点検業者の登録制度の創設・運用	浄化槽設置37件、廃止276件、変更その他13件受理。浄化槽法定検査601件受理。浄化槽不適施設指導22施設実施。浄化槽保守点検業者の登録申請6件、書換え0件、変更等10件	○	法律等に基づき、浄化槽の維持管理の指導を実施し、必要に応じて助言・指導等を実施していく。																																				
5-2-2	118	3-3	雨水利用の促進	公共施設に雨水タンクを設置し、樹木等への散水やトイレの洗浄水などに有効に利用します。	環境保全課	雨水タンクの有効利用(打ち水・樹木等への散水等に利用)	雨水タンクの有効利用	市役所本館の雨水タンクを打ち水に利用した。	○	今後も打ち水等に利用していく。																																				
5-2-2	119	3-3	保水性舗装及び透水性舗装道路整備の促進	道路を整備する際、雨水排水の流出抑制及び暑気対策のため、保水性・透水性材を使用します。	道路河川整備課	保水性及び透水性舗装による整備の実施	保水性及び透水性舗装の実施	・歩道において、透水性舗装を実施した。	○	保水性及び透水性舗装の促進に努める。																																				
5-3-1	120		事業者への公害防止の指導(大気)	工場・事業場から提出される公害関係法令に基づく届出について、内容の審査を実施するとともに、立入検査等を通じて、規制指導を行います。	環境指導課	適正指導の実施	・届出の審査 ・立入検査等	・申請・届出75件について審査を行い、42件の立入検査を実施。 ・7月に環境データ集を作成し、ホームページで結果を公表。	○	工場等に対して適切な指導を行うことで、良好な大気環境の保全を推進する。																																				

体系	No.	温暖化計画の体系	事業名	事業概要	担当課	目標	取り組み内容	実績	評価	今後の課題・方向性
5-3-1	121		大気環境監視	継続的に市域の大気汚染状況を監視することにより、大気環境基準達成状況を把握するとともに、ホームページで情報提供を行います。	環境指導課	環境基準達成率100%	・大気質の監視 ・情報提供	・一般環境大気測定局3局、自動車排出ガス測定局2局、第二京阪道路環境監視局2局で24時間連続測定した大気汚染物質測定結果(速報値)を、ホームページで結果を公表。 ・7月に環境データ集を作成し、ホームページで結果を公表。 ・環境基準達成率89.3%	△	H28年度に続き光化学オキシダントが環境基準を超過したが、PM2.5は基準を満足するなど、大気環境は長期的には改善傾向にある。今後も継続して国や大阪府の動向を注視するとともに、市内大気環境を監視し、現状把握に努める。
5-3-1	122		アイドリングストップ啓発事業	自動車駐車場の設置者に対して、利用者へのアイドリングストップに関する周知を徹底するように指導する。	環境指導課	自動車駐車場設置者への指導率100%	啓発の実施	・事業系駐車場設置者への指導率100%達成。	○	事業系駐車場設置者に対して、今後も継続してアイドリングストップについて啓発を行う。
5-3-1	123	3-1	公用車における低公害車等の導入	公用車全般について「低公害車等導入指針」に基づき低公害車等を導入します。	環境保全課	低公害車等の導入率100%	低公害車等の導入	指針に基づく低公害車等を16台導入した。(導入率:100%)	○	今後も公用車においては、低公害車を導入する。
5-3-2	124		事業者への公害防止の指導(騒音・振動)	工場・事業場から提出される公害関係法令に基づく届出について、内容の審査を実施するとともに、立入検査等を通じて、規制指導を行います。	環境指導課	適正指導の実施	・届出の審査 ・立入検査等	・申請・届出167件について審査を行い、立入検査を14件実施。 ・7月に環境データ集を作成し、ホームページで結果を公表。	○	工場等に対して適切な指導を行うことで騒音・振動について環境の保全を推進していく。
5-3-2	125		騒音の環境監視	環境における騒音や振動の調査を行うとともに、ホームページで情報提供を行います。	環境指導課	環境基準達成率100%	・騒音の監視 ・情報提供	・道路に面する地域で8地点、一般地域で8地点の環境騒音モニタリング調査を実施。 ・7月に環境データ集を作成し、ホームページで結果を公表。 ・環境基準達成率97.9%	△	一般地域は全ての地点で環境基準を達成しており、道路に面するほとんどの地域は達成している一方で、交通量の多い地域の一部で基準を超過している。今後も継続して市内の環境監視を行い、現状把握に努める。
5-3-3	126		事業者への公害防止の指導(土壌汚染・地盤沈下)	工場・事業場から提出される公害関係法令に基づく申請・届出について、内容の審査を実施するとともに、立入検査等を通じて、規制指導を行います。	環境指導課	適正指導の実施(土壌)	・申請・届出の審査 ・立入検査等	・申請・届出48件について審査を行い、立入検査を14件実施。	○	土壌汚染対策法に基づく届出関係の審査を通じ、土壌汚染防止の取り組みを継続する。枚方市公害防止条例に基づき、揚水施設の採取量や地下水位の測定、報告を求める。
5-3-3	127		地盤沈下の環境監視	地盤沈下の状況を把握するため、水準測量の実施及び地下水位を監視するとともに、ホームページで情報提供を行います。	環境指導課	年間で2cm以上沈下した地域を0%	・地盤沈下の監視 ・情報提供 ・水準測量(3年に1回)	・H27年度に市内42地点の一級水準点の測量を行なったところ、目標を全て達成していた。(次回測量はH30年度予定) ・公共施設において地下水位を測定し、地盤情報の収集に努めている。 ・7月に環境データ集を作成し、ホームページで結果を公表。	○	今後も継続して市内の地盤環境の監視を行い、現状把握に努める。
5-3-4	128		事業者への公害防止の指導(化学物質)	工場・事業場に対し、有害物質の使用状況調査を実施するとともに、立入検査等、様々な機会を通じて、適正管理・使用について指導を行います。	環境指導課	適正指導の実施	・使用状況調査の実施 ・適正管理及び使用の指導	・公害関係法令等の対象事業者のうち、化学物質を使用する可能性のある事業者に対して使用量等の報告を依頼し、報告結果を精査し、事業所の指導の資料とした。	○	工場等に対して化学物質の適正な管理を指導し、良好な生活環境を継続して確保する。
5-3-4	129		有害物質等の環境監視	有害大気汚染物質やダイオキシン類、アスベスト濃度の監視を実施します。	環境指導課	環境基準達成率(有害大気)100%	・有害大気汚染物質調査 ・ダイオキシン類調査 ・アスベスト濃度調査	・有害大気汚染物質、ダイオキシン類、アスベスト濃度調査を実施。 ・7月に環境データ集を作成し、ホームページで結果を公表。 ・環境基準達成率100%	○	今後も市内の有害物質の環境の把握のため、継続して監視を行う。

※平成29年度は、129事業のうち、121事業で目標を達成しましたが、8事業で目標を達成することができませんでした。

「評価欄」：「○」は、目標を達成した項目
「△」は、目標は達成できなかったが、前年度より目標達成に近づいた項目及び2つ以上指標がある場合、1つでも目標を達成した項目
「×」は、目標を達成できず、前年度より目標達成に近づかなかった項目

○	121事業
△	4事業
×	4事業